

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 惣新田幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
幸手市大字神扇字外郷内前八三 ○番一地先から同市大字平須賀 字赤木前一八八○番一地先まで		区 間
二七・〇〇ㄱ 四五・三八	二七・〇〇ㄱ 三二・七二	敷地の幅員 (メートル)
二五八・一六		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考